

議第135号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

令和5年11月27日提出

京都市長 門川大作

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号イ(ア)及びイ)以外の部分中「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に、「。以下本号において「法」という。）」を「) 第4条第1項及び第2項」に、「外客来訪促進計画」を「協議会の組織」に改め、「のうち、次に掲げるもの」を削り、同号イ(ア)及びイ)を削り、同条第2項中「、同項第1号ア(同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を削り、「同項第3号(ア及びイに係る事務に限る。))」を「同項第3号ア」に改める。

第8条中「39人」を「40人」に改める。

別表総務費の項中「兵庫県、和歌山県」を「兵庫県、奈良県、和歌山県」に改め、同表事業費の項中「第4条第1項第3号ア及びイ」を「第4条第1項第3号ア」に、「第4条第1項第3号ウからキまで」を「第4条第1項第3号イからキまで」に、「兵庫県、和歌山県」を「兵庫県、奈良県、和歌山県」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、総務大臣の許可のあった日から、次に掲げる事務（奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

(1) 改正後の関西広域連合規約（次号及び次項において「新規約」という。）第4条第1項第1号に掲げる事務（同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。）

(2) 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務

(負担金の徴収に係る経過措置)

3 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難しい場合は、関係団体に協議して定める。

提案理由

関西広域連合規約の一部を変更する必要があるので提案する。